

最近の我が国における P F I に係る最近の動向

平成25年 5月 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律成立

平成25年 6月 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドラインの策定等

平成25年 6月 PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランの策定

今後10年間（平成25～34年）で12兆円規模に及ぶ下記の類型による事業を重点的に推進する

- ① 公共施設等運営権制度を活用したPFI事業：2～3兆円
- ② 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業等：3～4兆円
- ③ 公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP事業：2兆円
- ④ その他の事業類型（業績連動の導入、複数施設の包括化等）：3兆円

平成25年 6月 日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）

公共施設等運営権等の民間開放（PPP/PFIの活用拡大）

民間の提案を活かし、民間投資を喚起する事業へとPPP/PFIの抜本的な転換を図るため、今後10年間における12兆円規模のPPP/PFI活用のためのアクションプランを実行に移す。

平成25年 6月 経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日閣議決定）

公的部門への民間参入促進

民間の資金・ノウハウを活用することにより、インフラの運営・更新等の効率化、サービスの質的向上、財政負担の軽減が図られる事業については、PPP/PFIを積極的に活用する。

本年6月に取りまとめられたアクションプランにおいて示した方針に沿って、各府省庁における取組の工程管理により、今後10年間（平成25年から平成34年）で12兆円規模に及ぶ事業を着実に推進する。

平成25年 9月 総務省行政評価局「P F I の推進に関する行政評価・監視」実施

P F I 事業を推進する観点から、P F I 事業の概況及びアクションプランに基づく国の取組状況、個別のP F I 事業の実施状況並びに国、地方公共団体等における支援の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施（調査期間：平成25年9月～26年11月（予定））

平成25年10月 （株）民間資金等活用事業推進機構の設立

平成26年 6月 「地方公共団体向けサービス購入型P F I 事業実施手続き簡易化マニュアル」作成等

上記マニュアル作成及びサービス購入型P F I 事業実施続の簡易化に関する「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン」、「V F Mに関するガイドライン」改正

平成26年 9月 「P F I 事業民間提案推進マニュアル」及び「モニタリング基準（作成素材）」作成



平成27年 1月 平成27年度税制改正の大綱（平成27年1月14日 閣議決定）



P F I 法に規定する選定事業者が取得する国立大学の校舎に係る課税標準の特例措置の5年間の延長【固定資産税等】

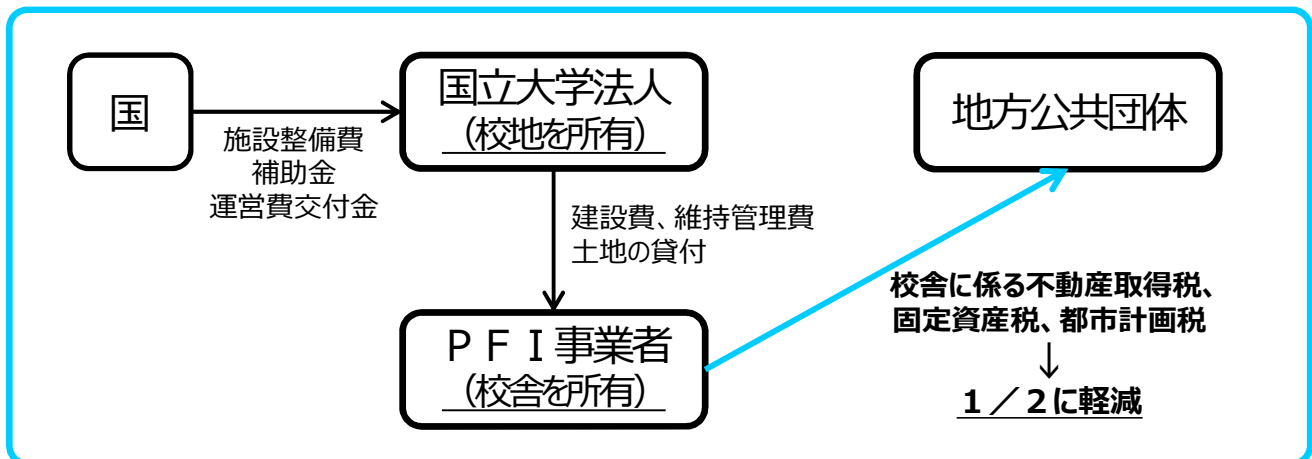
平成27年 「モニタリングに関するガイドライン」等の改正等（予定）

「モニタリングに関するガイドライン」改正（予定）
「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン」改正（予定）
※上記、ガイドラインの改訂に係るパブコメは既に終了。
今後、「V F Mに関するガイドライン」等についても改正予定。

P F I に関する税制改正の概要

P F I 法に規定する選定事業者が取得する国立大学の校舎に係る課税標準の特例措置の延長 【固定資産税、都市計画税、不動産取得税】

・国立大学法人の施設設備に係るP F I 事業（B O T方式）の選定事業者が、政府の補助を受けて選定事業により整備する校舎に係る固定資産税、不動産取得税、都市計画税については、平成27年3月31日までは課税標準を2分の1とする措置について、その適用期限を5年延長する（平成32年3月31日まで）。



「B O T方式」とは

P F I 事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設（Build）・所有し、事業期間にわたり維持管理・運営（Operate）を行った後、事業終了時点で公共に施設の所有権を移転（Transfer）する方式。